

和歌山県監査公表第16号

令和5年1月10日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 虚偽の申請による超過勤務手当の不正受給及び通勤状況確認に関する虚偽の申立てが発覚したが、今後、このような事態が生じることのないよう万全を期されたい。</p> <p>注意事項 (1) つり銭用資金について、現金1万円を亡失する事案が発生していたので、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じるとともに、公金の厳正な取扱いを徹底されたい。</p> <p>(2) つり銭用資金管理簿において、かい長等による確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 現金出納簿において、出納員の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) プリンター賃貸借契約の変更に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 超過勤務を要する場合の事前申請を所属職員に徹底させ、申請内容に応じた勤務を行ったかを確認するよう、所属内の課長及びグループリーダーを指導した。</p> <p>注意事項 (1) 再発防止のため、所属職員のうち現金の取扱権限のある者全員に対し、令和4年8月9日付け会第08090001号会計課長通知による「現金の適正な管理」について職場研修を実施し、次の事項を徹底しているところである。 ア 現金收受時は複数人で收受した金種と金額及びつり銭の額を読み上げて確認すること。 イ 常時、複数人が現金収納を行える体制を確保すること。 ウ 現金の収納ごとに納付時刻と受付担当者を記録し、納税された現金とつり銭5万円の合計額が合致しているかを管理監督責任者が毎日確認すること。 エ 現金を保管する手提げ金庫について、現金保管責任者と窓口担当者との間で必ず手渡しするとともに、業務終了後は直ちに金庫に保管し施錠すること。 (2) 出納員を含む所属職員に対する研修を実施し、つり銭用資金保管簿における現金在り高の記載額の確認を必ず複数職員で行うとともに、毎月末のかい長等による確認を確実にを行うよう、周知徹底した。 (3) 出納員を含む所属職員に対する研修を実施するとともに、収納員が登記を行った現金出納簿について、出納員への送付漏れがないよう、複数職員による相互確認を徹底した。 (4) 支出関連手続を行う際は、必ず和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関連規程を確認するよう、職員及び決裁権者に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ため池等整備工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、当該施設の名称が変更されていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 建設工事請負変更契約の決裁時において、原契約書、建設廃棄物処理委託契約書の写し及び再生資源利用計画書等の再資源化施設を明記した関係書類を添付し、複数職員により変更内容の確認を実施することを徹底した。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 収入印紙類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 排水ポンプ車に搭載されている発電機の修繕業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 今回の不適正な過払等の原因は主に、「工事事業者による契約の変更・解除手続漏れ」、「関西電力による契約の変更・解除漏れ」及び「市町等へ移管した道路の照明等の料金を県が支払っていた」ことによるものである。 今回の事案を受け、再発防止のため、工事発注時の特記仕様書等に関係機関への適正な手続を行う旨を記載するとともに、建設部内において、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に手続を行うよう、所属職員及び決裁権者に周知徹底した。</p> <p>注意事項 (1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）については、決裁を適正に行うよう、担当者及び決裁権者に周知徹底した。 (2) 収入印紙類使用簿については、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、前年度からの繰越分等の検印を確実にし、収入印紙の厳正な取扱いを行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 支出負担行為の決裁における、出納機関への合議の必要性の有無について、和歌山県財務規則等を遵守し適正に処理するよう、所属職員に指導するとともに、決裁権者に注意を行った。</p>

4 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）に基づき、適正に処理するよう、担当職員及び決裁権者に周知徹底した。 なお、誤支給の手当については、返納済みである。 (2) 今後このようなことのないよう、財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を確認の上、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令の決裁後には、押印漏れがないかを全職員で確認し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 教職員腰痛検査業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分の確認を行い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>
---	--

7 和歌山県かつらぎ警察署

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練及び公用車の一斉点検を行うなどして、交通事故防止と車両の適正な管理に努めている。</p>